

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2017年7月20日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

住所 〒060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目1番地

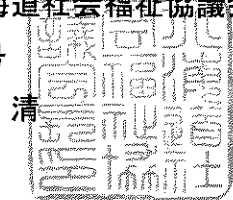
北海道立道民活動センター3階

電話番号 011-241-3766

評価機関名 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

認証番号 北海道第15-004号

代表者氏名 会長 長瀬



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	山崎 美智子	総合	第0150号
	(2)	小野寺 さゆみ	総合	第0116号
	(3)	神内 秀之介	福祉医療保健	第0068号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	栗山いちい保育園			
設置者名称	社会福祉法人 水の会			
運営者(指定管理者)名称	社会福祉法人 水の会			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2016年7月22日	～	2017年7月20日	
利用者調査実施時期	2016年7月22日	～	2016年8月31日	
訪問調査日	2016年12月7日			
評価合議日	2016年12月28日			
評価結果報告日	2017年7月20日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

社会福祉法人北海道社会福祉協議会

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称：社会福祉法人 水の会

代表者氏名：理事長 小林 信子

所在地：〒060-0063 札幌市中央区南3条西1丁目1番1号

TEL 011-205-0341

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

◆ゆるぎない理念の実践

法人理念である「自然から学ぶ」を実践し、自然の中で自由に遊ぶことで成長発達のための支援を行っており、その方針は現在から将来にわたってゆるぎなく貫かれています。子どもの発想や想像力を伸ばし、意欲を持って生活するための保育の在り方について保育士が研究を行い、子ども一人ひとりの可能性を大切に子どもに視点をおいた保育を行っています。

◆地域に根差したきめ細かな健康管理について

年2回内科検診を行い、終了後に囑託医とカンファレンスを行っています。囑託医は、町が実施する乳幼児健診を行う町在住の小児科医で、子どもの家族構成や家庭環境なども熟知し、出生時から現在までの成長や発達の状況などを把握しています。また、検診後のカンファレンスで、きめ細かな情報交換や連携が行われています。感染症などが地域に広まった場合も適切な助言を受けるなど、地域に根差した一人ひとりの子どもの健康管理が行われ保育に活かされていることは評価できます。

◆全ての子ども一人ひとりの「個人別指導案」の立案

園では、運営計画に沿って年度末に過年度の評価を行い、次年度の「個人別指導案」の立案を全ての子どもに実施しています。立案過程では、保護者懇談や面談の際の意見、日頃の日誌や会議録などの様々な記録、児童票や家庭調書などの定型的記録をアセスメント資料とし、栄養士なども含めた多職種にわたる複数の職員で検討した上で立案されており、組織として継続的な取り組みとなっていることが評価できます。

◆小学校との積極的な連携や就学に向けた取り組みについて

指導計画では、就学に向けた見通しを持てるように計画しています。就学に向けての取り組みとして、保護者には12月に個人懇談を行っています。小学校とは、運動会などの学校行事に参加したり、就学前に校内見学や教室で小学生と交流しています。また、教員が保育園を見学し子どもの姿を観ています。年度末に「保育所児童保育要録」を小学校に持参し引き継ぎを行っており、積極的に連携していることは評価できます。

◇改善を求められる点

◆保護者への情報の開示

事業計画を始めとして概要は保護者に伝えているものの、文書化したものを渡すなど理解を促すための工夫が十分とは言えません。予算や決算についても、保護者が知りたい情報に容易にアクセスできるよう公開の方法を整え、周知していくことを期待します。

◆子どもや保護者の視点に立った意見や苦情の受付体制の確立

園では、意見箱や第三者委員の設置、苦情解決の概要の掲示やアンケートの実施など意見や苦情を受け付ける体制を整備しています。現状では、意見や苦情への個別対応は実施されていますが、全体を鳥瞰的に分析し再発防止を検討して、それを周知するような仕組みや体制作りには至っていません。今後は、まず意見や苦情を質の向上の糧とし、子どもや保護者たちにとって意見の反映過程や苦情解決の過程などがわかりやすいものとなることが期待されます。また、意見などを伝えやすい環境整備や周知を行うとともに、表出された意見や苦情を組織全体で分析し、その後のサービス提供における質の向上に活かされる体制整備を期待します。

◆全職員が参画して編成する保育課程について

保育指針や法人の理念を基に、子どもの成長発達をふまえ保護者の意向、地域の実態を考慮して保育課程を編成しています。保育課程は、年齢毎に年間目標、指導計画から構成されています。年度末には保育課程会議で評価を行い、評価に基づき改善していますが、今年度は平成27年度版の「保育課程・指導計画」を使用しています。来年度に大規模な見直しを行う予定ですが、全職員参画の下に毎年度評価・見直しを行い、保育の質が向上することを期待します。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

開園から今まで地域に根ざした保育園となるよう職員一同力を合わせて改善を重ねながら保育園運営を行ってまいりました。開園10年目を迎え、この度3度目の第三者評価を受審するにあたり評価項目に沿って運営や保育を振り返る機会をいただき、一つひとつ自己評価を行いながら確認することで様々な気づきや発見をすることができました。また、客観的な目でご指導いただいたことで、改善すべき点が確認できたことは、今後の運営にとって大きな収穫になりました。

工夫が必要だと指摘を受けた保護者支援への体制や、保育課程編成への取組みなどは、今後の課題としてしっかりと見据え改善に取り組んでまいります。

高い評価をいただいた項目におきましても今後より一層の創意工夫をもって質の高い保育サービスの提供を心がけ、保護者に信頼される保育園運営を目指してまいります。

お忙しい中、アンケートにご協力いただきました保護者の皆様、きめ細かな観察と聞き取り、分析、考察をいただいた評価機関の皆様にご敬意を表し、職員一同心より感謝申し上げます。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 28 年 8 月 1 日

経営主体 (法人名)	社会福祉法人 水の会		
事業所名 (施設名)	栗山いちい保育園	事業種別	保育所
所在地	〒 069-1511 夕張郡栗山町中央3丁目309番地5		
電 話	0123-72-1572		
F A X	0123-72-1633		
E-mail	kuriyama@mizunokai.ed.jp		
U R L	www.mizunokai.ed.jp		
施設長氏名	福士由香里		
調査対応ご担当者	福士由香里 (所属、職名：園長)		
利用定員	120 名	開設年	平成 19 年 4 月 1 日
<p>●理念・基本方針： 恵まれた自然環境を活かして園の設立理念である「自然から学ぶ」をもとに「健康な身体と豊かな心」「仲良く遊ぶ元気な子」「最後までやりぬく子」を保育目標として保育を行っており、「心を育て夢を育む」をコンセプトに、子どもたちが望ましい成長発達を遂げていくための援助や指導を行い、「子どもに視点を置いた保育」を柱に取り組んでいます。 乳幼児期は、人間形成の基礎・基本が培われる時期であり、心情面・意欲面・態度面といった内面を育むことが一番大きな目的になると考え、目的達成の手段としては遊びを通して行うことが乳幼児期の発達特性から見て望ましい方法であると考えています。遊びの中で子どもたちは様々な体験を積み重ね、こうした体験が子どもにとっては大切な学習の場となり、社会性や主体性・柔軟性など、人が人間として生きていくために最も必要となってくる様々な力が育まれていくものと考えています。</p>			
<p>●施設・事業所の特徴的な取組： 運動会や発表会はストーリー性を持たせ、子ども達が楽しく意欲的に取り組めるようにお話のストーリーの中に活動を組み入れるなど工夫をしています。幼児期から主体性を培う保育・教育が大切であるという考えのもと、遊びを通して子ども自らが考え・決断・実行していく力を育てる保育活動をしています。</p>			
第三者評価の受審回数 (前回の受審時期)		2 回 (平成 23 年度)	
開所時間 (通所施設のみ)	7:30~19:00		

【当該事業に併設して行っている事業】

一時保育事業 (定員10名)

【利用者の状況に関する事項】（平成 28年 8月 1日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
1名	7名	12名	22名	26名	16名
5歳児	6歳児	合 計			
42名	14名	140名			

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	1名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合計	1名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	4名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間：)

【職員の状況に関する事項】(平成 28年 8月 1日現在にてご記入ください)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員		
常勤	22名	1名	2名	名	名
非常勤	16名	名	名	名	名
		介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	名	名	18名	名	名
非常勤	名	名	11名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	1名	名	名	名	名
非常勤	名	名	5名	名	名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 (名)
介護福祉士	名 (名)
保育士	18名 (11名)
	名 (名)
	名 (名)

(非常勤職員の有資格者数は () に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積				m ²
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ	
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ	
(3) 建築年	昭和	年		
(4) 改築年	平成	年		

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)				893 m ²
(2) 園庭面積				2,880 m ²
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園(300平米ぐらい)に行き外遊びを行っている。			
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ	
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ	
(4) 建築年	平成	23	年	
(5) 改築年	平成	年		

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> ・大舎制			<input type="checkbox"/> ・中舎制	<input type="checkbox"/> ・小舎制
(2) 建物面積				m ²	
(3) 敷地面積				m ²	
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ		
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ		
(5) 建築年	昭和	年			
(6) 改築年	平成	年			

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・平成 27 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

11 人

・ボランティアの業務

夏休み体験ボランティアとして、栗山高校の生徒による保育体験
栗山介護学校学生の七夕祭りのお手伝い

【実習生の受け入れ】

・平成 27 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 _____ 人

介護福祉士 _____ 人

その他 5 人

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

園の基本方針や利用条件・サービス内容等については、子どもの迎えの時に園長及び主任等が保護者に声をかけ、親の意向などを聞いたり意見箱を設置する等、常時対応している。
年2回の参観日には、クラス懇談の時間をとり全体で話す機会を設けたり、年2回の個別懇談会では、担任と保護者が面談し家庭での様子や、子どもの成長において心配な点などを聞き、普段の保育に活かすようにしている。
保育相談窓口（Opinion corner）を、子育ての相談をはじめ、施設への要望や苦情等を受け付けられたり、第三者委員への苦情申し出もできる体制を整えている。

【その他特記事項】

平成19年栗山町立栗山保育所の民営化譲渡により、平成19年4月1日開園しました。生後8週経過後より受け入れ、障がい児保育、延長保育、一時保育、子育て支援事業などを行っています。

平成23年2月に改築した新園舎は、吹き抜けから光が差し込む明るいホールと木のぬくもりが温かみを感じさせてくれます。871坪の広々とした芝生の園庭では、ボール遊びや鬼ごっこなどをのびのびと楽しむことができます。丸太を組んだ八角形の大きな砂場と、小高くなった「万里の長城」と名付けられた築山に続く階段を登ると、頂上には丸太のイスやテーブルがあり子どもが能動的な活動と受動的な活動が出来るよう環境構成を行っており遊びの幅も広がります。

評価細目の第三者評価結果（保育所）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	法人理念である「自然から学ぶ」をもとに、事業所独自の保育目標を掲げている。運営計画や事業所パンフレットへ掲載し、職員への説明は運営計画の説明時に行っている。また、指導計画にも掲載し、職員が理念に基づいた保育を実現できるよう意識づけを行っている。保護者へは入園時や行事の際に管理者から説明している。

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	事業所所在地の子どもの人数の推移や、周辺の保育サービスの状況などを把握している。地域で不足しているサービスなど、今後の子どもに関する事業の動向について広く状況を収集している。また、本州を含めた広域で事業を展開する法人本部と協力し、福祉政策の動向などについても分析を行っている。
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a	事業報告の中で事業所の課題を分析し、方針を明文化している。それに伴い、新たに副園長の職を設置し、運営体制の構築と保育強化を行っている。

Ⅰ-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	法人として中長期計画を作成している。法人内の福祉サービスを児童福祉部門と高齢部門に分けて目標を設定している。しかし、目標達成に必要な具体性が乏しく、5年間を通じてどのようにビジョンを達成していくのかなどを読み取ることが難しい。計画が運営や人材育成などの柱となるとともに、設備更新などある程度の準備期間が必要なものについても、事業計画の記載に盛り込まれることを期待したい。
5	Ⅰ-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	中長期計画が定める目標は単年度計画に網羅されているが、具体的に何をどのように実現していくのか将来を見通すものではなく、職務分掌や業務分担、行事の手順が中心となっている。目標を具体的な取り組みに落とし込み成果などを検証していくために、職員が実施状況を分析しやすくし、予算との連動が読み取れるような工夫を期待したい。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	事業計画と位置付ける運営計画に各委員会活動が設置されており、職員は委員会活動を通じて事業計画の遂行を行っている。事業所においては保育会議が職員会議の場となっているが、職種により参加状況が異なっている。保育担当職員が担っている部分が大きく、また正職員が中心となっていることから全職員の取り組みとはなっていない。今後は職種にかかわらず、事業計画を理解し取り組んでいくことを期待したい。
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	c	懇談会、父母の会、園だよりを通じて理念や行事などの養育に関する内容を保護者に伝えている。しかし、事業計画自体は配布を行っておらず、保護者へ積極的に開示はしていない。事業所の取り組みの方向性を含めて保護者に伝えるとともに、事業計画自体においても、利用者に関わる施設設備を含めた環境整備なども伝え、寄せられた意見を運営に活かしていくことが望まれる。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	自己評価は、保育士個別の自己点検、自己評価表が3年分比較できるような書式となっている。事業所としてとりまとめ、職員に対して結果を報告している。その結果を踏まえて年度の重点項目を設定している。第三者評価も平成20年、24年に実施し、定期的な受審をしている。自己評価などにより課題の抽出までは定期的に行っているが、課題の解決に向けた、定量的に進捗状況を把握するための具体的な指標が設定されていない。組織的な成果に結びつくよう目標を定め、評価を定期的に取り組みで行くことに期待したい。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	保育士が個別に行った自己点検、自己評価を事業所として総括し、保護者に対して文書で公表している。第三者評価については、ホームページでも公開し、課題となる点を検討し、職員が所属する各種委員会でそれぞれの担当分野で取り組んでいる。しかし、全体として課題提起はされているものの、抽出された課題の解決は職員個人に委ねられており、具体的な改善方法や方針が明記されていないものが多い。職員全員の問題として、課題解決の取り組みが実効的なものとなるような仕組みづくりに期待したい。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	年度ごとの運営計画に管理者の所管事項が記載されている。法人本部との連携を行い、事業所の運営が適正に行われるようにしている。保育会議などにおいても保育士がチームとして保育に当たれるよう補佐役として副園長を設置し、組織の取りまとめを機動的に行えるようにしている。職員面談は施設長が自ら行い、職員との面談を通じて意向などを把握し、それぞれの働き方に合った職場となるよう調整を図っている。

11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	管理者は、保育園運営に関するリスク管理について研修を受講しており、法人全体のマニュアル及び事業所独自のマニュアルを作成し会議の中で伝えている。また、保育施設長向けの研修にも参加し、政策の方向性や必要とされる法令について確認をしている。
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	事業所全体の様子を把握しており、園児の登園時などには職員と共に率先して玄関で保護者に話しかけ、保育への理解を促している。配慮が必要な子どもへの対応を含めた専門性の向上や、一時保育の安全性を高めることも視野に入れたアレルギー対応の知識向上など、職員に対して取り組みの重要性を伝えている。
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	水道光熱費などに無駄がないか毎月の使用料を職員に提示しながら意識付けし、成果を上げている。事業環境を分析し、今後地域に0歳児の受け入れ施設が増えることや、一時保育の受け入れニーズに対して安全性を高める取り組みなど、職員の質の向上に取り組んでいる。更に公的助成金や補助金の活用についても法人内他事業所の導入事例などの情報を得て、活用できるものを取り入れている。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	保育士全員が保育士資格を有している。利用者の数は、拡大傾向にあり、配慮が必要な子どもに対する専門性の向上を含め理念に沿った保育の研究を行い、保育士のモチベーションを向上させるなどの取り組みを行っている。事業計画でも新人教育や教育担当職員によるマンツーマンの指導を掲げている。
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	法人として期待される職員像を明文化している。人事考課制度は、来年度から導入されることになっている。現行の処遇改善等加算判定のための制度ではなく、今後は総合的な職員育成も掲げ、労使ともに取り組んでいく意欲を持っていることから、その推進に期待したい。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	職員の有給休暇取得の目標を付与日数の8割以上に設定し、計画的に休暇を取れるよう促している。また職員面談を定期的に行い、働き方の希望や家庭との両立について話し合っている。会議などでは、非正規職員も含めたすべての職員が意見を伝える機会が確保されているかを見直すことが期待される。面談時間や面談内容についても、必要な情報が網羅されているか、事業所が職員に対して確認したい項目だけになっていないかなどを検討していくことを期待したい。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	期待される職員像があり、自己評価と共に面談を行っている。自己評価の際に自分と事業所全体の課題を各自で分析し、それを3年連続で俯瞰できる様式を導入している。事業計画で定めている人材育成の取り組みでは、各自が設定した目標を基に外部研修などへの参加へつなげることになっているが、職員面談の際、働き方だけではなく目標についても聴取する項目として盛り込むなど、職員個々の目標達成を支援する仕組みを期待したい。

18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	事業所として毎年度の研修計画があり、テーマや階層別などで参加予定者が記載されている。外部研修の他にも保育士が園内研究に取り組むことで、自ら考え理念に沿った保育を実践できる職員を育成している。外部研修の報告書は職員が回覧しているが、今後は全職員に対して必要な研修を実施していくことを期待したい。
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	保育を担当する職員は、全員が保育士資格を保有している。そのため資格取得を視野に入れた職員はいないが、保育職以外についても、雇用形態で区別せず職務に応じた個別の研修計画を策定していくことを期待したい。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	保育士養成校を訪問し、実習生を受け入れている。職員2名が実習を担当しカリキュラムを作成して、実習生の目標に応じた指導を行えるよう丁寧なオリエンテーションを行っている。保育の実際の場面の中で実践と評価を行い保育目標を実現していく過程を伝え、後進の育成に努めている。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	法人ホームページには法人現況報告、定款、事業報告が公開されている。現況報告の中には第三者評価の受審状況も記載されている。しかし、ホームページにおいて事業所の特色は確認できるが、事業所単独の財務については検索が困難となっている。法人としての公表を行っているが、公費による福祉サービス事業所として、利用者に対して事業所の財務などについても分かりやすく提示していくことを期待したい。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	定期的に法人監査を受けるなど、適正な経理に向けて取り組んでいる。また外部監査として毎月外部の公認会計士が確認を行っている。事務処理指針があり、法人全体の財務をオンライン化しており、本部でも随時把握できる体制となっている。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	地域交流に取り組んでおり、高齢者施設への訪問や地域の祭りで遊戯を披露している。事業所周辺にある運動施設なども利用し、地域の人との交流や自然環境の中で社会や自然の恵み、人間関係を学ぶ機会としている。
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	法人のボランティアの受け入れマニュアルがあり、活動確認書と誓約書を整備している。学生が体験ボランティアに訪れたり、事業所の祭りの出店を担当するなど、受け入れを行っている。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	連携が必要な場合に対応するための社会資源がリスト化されており、管理者が所管し更新や改訂を加えている。連携が確保されている分野もあるが、子どものニーズや社会的に必要とされる内容は変化していくため、必要なときに機動的な対応ができる連携体制や子どもの最善の福祉に立った資源を開発していくことを期待したい。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a 就学前の幼児と保護者を対象に、園開放の「のびのび広場」開催を毎月町の広報誌で告知し、保育士と一緒に遊びを通じて家族支援を行っている。保護者などへの福祉的な必要性を把握した場合には、サービスに結びつけるようにしている。
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b 町の子育て支援事業が行う子育てサークルに保育士を派遣し、地域の子育ての現状を把握して、公益的な取り組みにつなげるよう検討している。園開放や育児相談窓口も開設しており、離乳食や兄弟関係など保護者の悩みに応えている。今後、地域での子育て会議や事業所独自で把握している地域の課題を精査し、事業所として培った専門性を公益的な活動として地域に還元していくことを期待したい。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	現場の実践において、副園長や主任保育士を中心にOJT並びに会議や研修、様々な計画立案の機会を活用し子どもや保護者尊重の共通理解を持てるよう努めている。今後、非常勤や厨房職員を含めた全ての職員が共通の理解を持てる取り組みを期待したい。
29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	衣服の汚染時など着替えの際に手作りのパーテーションで仕切るなど、プライバシー配慮に対する工夫がみられる。現在、外部からの窃視防止やカメラ機能付の様々なデバイスの持ちこみ、使用のルールなどは未策定である。今後、ルールの策定とともに子どもの権利条約など権利擁護についての教育が全職員に浸透できるように一層の取り組みを期待したい。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	しおりを作成して利用希望者に配布し、見学時などには個別に案内を実施している。園開放や体験なども取り入れている。現在、ホームページへの掲載は、全体として概要的な内容にとどまっている。今後、前回受審した第三者評価の結果や事業内容の概要について、しおりや重要事項説明書などの内容を補足するなど、利用したい者が知りたい内容を掲載する取り組みを期待したい。
31	Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	利用前には、入園前の体験や園開放、入園説明会などで説明している。利用中の変更事項については、個人面談などにおいてしおりや関係資料を活用し、重要事項について個別に聞き取りや説明を実施して、園の理念や基本方針、サービス内容・注意事項などが理解されるよう取り組んでいる。
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	転園などでは、子どもの状況を考慮し、必要に応じて保護者の同意の上で引き継ぎを実施している。保育の中断の際は、一時保育の利用などについて関係資料を用いて説明を行い、相談を受け付ける体制を整備している。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b アンケートの実施や意見箱の配置、個別面談やクラス面談、送迎時に意見を聞くなど通常の取り組みは行っている。意見箱は、職員から見えないよう配慮し配置位置を工夫しているが、他の保護者からの視線を気にすることなく意見を聴取するためには、更なる工夫が必要である。またアンケートの設問内容の設定や統計的な分析、潜在的なニーズの解析手法であるテキストマイニングによる本質的な課題の把握など、組織的に具体策を検討し積極的に改善に取り組む材料とする工夫を期待したい。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b 個別の苦情については、事例を掲示や便りにて公表している。苦情の窓口や責任者を選定しているが、苦情解決全体の流れやどのような内容が公表されるか否か、公表の手段などについては、保護者などに十分な理解を促す取り組みには至っていない。今後、相談から公表までの流れや方法などについて保護者に理解される取り組みを期待したい。
35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b 日常の送迎時に保育士から声をかけるなどの取り組みを行っている。占有の相談環境がなく、相談していることが目につく空き部屋や保護者が気を遣いがちな職員室の空きスペースを利用している状況である。今後、相談しやすい環境についての検討を期待したい。
36	Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b 相談や意見があった際、相談からの具体的返答や対応までの方法、期間の目安などについて全職員や保護者などが理解できるよう、客観的でわかりやすいフローや手順の作成に向けて取り組み、実践できる体制が整備されることを期待したい。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b 衛生管理マニュアルや事故防止マニュアル、アレルギー対応マニュアルなど、法人で統一されたマニュアルの準用も含め各種マニュアルが整備されている。今後、マニュアルと実態の乖離や再発防止策の有効性などを検証しながら、適時マニュアルが改訂される仕組みが構築されることが期待される。また、掲示物の画鋏使用ルールを設けるなど、日常の些細なことからのアクシデントやインシデント防止についても工夫を検討するよう期待したい。
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b 感染症予防マニュアルなどの整備や流行期の事前研修、簡易の罹患数の掲示などが行われている。マニュアルには一部記載されているが、来園時、外出からの帰り、トイレや食事の後など日常場面において、職員及び子どもが手洗いやうがいを忘れずにどのように実施できるかなど、具体的な取り組みの工夫を期待したい。
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b 避難（消火）訓練計画を立案し実施しており、反省なども記録されている。また、事故防止・安全マニュアルが整備され、万が一に備えている。今後、火災、事故などそれぞれの対応訓練の実施や検証が望まれる。また、大規模災害については町の政策立案を待たれるところでもあるが、災害はいつ発生するかわからないので、園独自の取り組みとして緊急時の事業継続のためのBCP策定も含めて検討することを期待したい。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	b	標準的なサービスについて明示した各種マニュアル、保育課程・指導計画、年度ごとの運営計画が整備されている。しかし、表記に抽象的な表現が多いため、職員の知識や経験などにより理解に差が生じやすくなっている。今後、職員によるばらつきが軽減されるよう表現などの工夫を期待したい。
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	標準的な実施方法などについて、年度中に定期的に見直し機会を設けている。今後、定例以外にも不規則で簡易な事項や迅速な変更ができる体制や、非常勤職員や厨房職員も含めた意見などが反映される仕組みの整備を期待したい。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	多職種による協議のもと、すべての子どもについて園の手順、様式に沿って「個人別指導案」が策定されている。
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	基本的には年度末に評価を実施し、年度の前に次年度の計画が策定されている。中途や変更が必要な際は、その都度見直し策定されている。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	利用者に関する情報は、一部パソコンのネットワークシステムによる運用がなされているが、基本は日誌などの紙媒体と口頭での引継ぎにより共有されている。今後は職員の階層により情報アクセスの機会に差が出ないような工夫を期待したい。
45	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b	法人にて個人情報保護方針を定め、基本方針や運用について管理を行っている。紙媒体や電子データの管理についても研修や会議などで教育を行っている。今後、情報の開示に関する手順や方法について、保護者などにもより分かりやすく周知されることが期待される。また、どの職員に相談しても同様に対応できるよう体制を構築し、保護者などに周知することを期待したい。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育所保育の基本

		第三者評価結果	コメント
1-(1) 養護と教育の一体的展開			
	A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	b	保育指針や法人の理念を基に、子どもの成長発達、保護者の意向、地域の実態を考慮して保育課程を編成している。保育課程は、各年齢ごとに年間目標、指導計画から構成されている。さらに月案、週日案を作成し保育を行っている。年度末には、保育課程会議で評価を行い、その評価に基づき改善しているが、今年度は、平成27年度版の「保育課程・指導計画」を使用している。来年度に大規模な見直しを行う予定であるが、毎年度、全職員参画の下に評価・見直しを行い、改善することを期待したい。

<p>A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>a</p>	<p>保育課程・指導計画から月齢別指導計画を作成している。保育士は、担任制で一人ひとりの子どもの状況に応じ記録や評価を行い、信頼関係を築けるようにしている。乳児の部屋は、安全に動けるよう配慮している。離乳食は、家庭と連絡をとり、個別の離乳食計画表で一人ひとりに対応している。SIDS（乳幼児突然死症候群）についての知識は、職員に周知され、睡眠時の呼吸や健康状態は定期的に確認している。</p>
<p>A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p>	<p>a</p>	<p>保育課程・指導計画から月齢別指導計画を作成している。また個別にも指導計画を作成するとともに、子ども一人ひとりの育ちに応じて生活習慣を身につけられるよう配慮し、子ども自分でやろうという気持ちを尊重して関わっている。保育士は担任制で保育士との関わりの中で安心して好きな遊びや探索活動が十分行えるスペースを確保している。</p>
<p>A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p>	<p>a</p>	<p>保育課程から各年齢別の指導計画により、養護と教育の一体的展開がなされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法を配慮している。設定保育や異年齢保育を通し、子ども一人ひとりの育ちに応じた基本的な生活習慣を身に付け、全身的な遊びを通して心身の発達を図り、仲間や自然への興味を持つよう働きかけをしている。</p>
<p>A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。</p>	<p>a</p>	<p>指導計画では、就学に向けて見通しを持てるように計画されている。就学に向けての取り組みとして、保護者には12月に個人懇談を行っている。小学校とは、運動会などの学校行事に参加したり、就学前に校内見学や教室で小学生と交流するなどしている。教員が保育園を見学し、子どもの姿を観ている。年度末に「保育所児童保育要録」を小学校に持参し、引き継ぎを行っている。</p>
<p>1-(2) 環境を通して行う保育</p>		
<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境を整備している。</p>	<p>b</p>	<p>子どもが安全に安定して心地良く過ごせるよう環境を整備している。室内の採光、換気、温度、湿度を適切に管理し、園庭の遊具や砂場は定期的に点検している。衛生管理マニュアルが整備され、手洗い場・寝具は、清潔を保たれるように配慮しているが、トイレ掃除用具は、マニュアルに沿って保管場所に収納するなど子どもたちが安心して活動できるよう工夫を期待したい。</p>
<p>A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの成長に合わせ、食事、排泄、着脱、清潔などの基本的習慣の確立ができるよう環境を整備している。子どもの靴箱や棚には名前を貼り、自分の物は自分で取り出せるようにしている。子どもの主体性を尊重しながら基本的な生活習慣が身に付き、積極的に活動できるよう配慮している。</p>
<p>A-1-(2)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもが自発的に活動できるようホールには図書コーナーやままごとコーナーを常設し、遊具を配置している。自由遊びの時間と年齢別に課題を持って保育する設定保育、異年齢児の遊びなどをバランスよく組み合わせている。子どもが主体的に活動し、友だちと共同的体験ができるよう働きかけている。</p>
<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかがわれるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>田園風景が見られる地域へ散歩や散策にでかけ、身近に自然に触れる機会を大切にしている。園庭の畑で野菜を栽培したり、昆虫を飼育するなど自然に親しんでいる。近隣の高齢者施設を訪問して遊戯を披露し交流したり、町立図書館を利用するなど、積極的に社会と触れ合う機会を作っている。</p>

<p>A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>遊びや活動の中で話し言葉に触れ、自由に歌ったり踊るなどして表現活動を体験している。3～5歳児は、近隣の図書館で読み聞かせ会に参加し、絵本を借りている。工作がいつでもできるように廃材やクレヨン・自由画帳などを用意し、自分で考えて選び工夫して遊ぶことができるように様々な表現活動ができる環境を整備している。</p>
<p>1-(3) 職員の資質向上</p>		
<p>A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。</p>	<p>b</p>	<p>年2回全職員が法人共通の自己評価チェック表に基づき自己評価を実施している。保育士等は、保育の改善に向けて一人ひとり自分の保育を見直し、研修会に参加して専門性の向上に努めている。今後、職員間でお互いに検討し、学び合いや意識の向上につなげることを期待したい。</p>

A-2 子どもの生活と発達

<p>2-(1) 生活と発達の連続性</p>		
<p>A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。</p>	<p>a</p>	<p>子ども一人ひとりを理解し、受容し援助するよう努めている。入園時に保護者と面談し子どもの育ち、家庭環境について情報を得て、児童票・家庭調書・生活状況調べを作成している。入園後も保育日誌や子ども全員の発達過程記録に記載して、子どもの成長・発達の理解を深め、職員間で共有しきめ細かな働きかけをしている。</p>
<p>A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>b</p>	<p>障がいのある子どもに対しては、発達支援センターなど専門機関から相談・助言を受けるとともに、日常的に保護者と連携を図りながら、個別指導計画を作成し、環境整備と保育内容・方法に配慮している。また、職員の専門研修受講、職員会議における定期的な話し合いなどにより、その内容が保育所全体で共有化されている。今後は、専門機関・保護者との具体的な連携を踏まえた個別指導計画の内容となるよう期待したい。</p>
<p>A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>a</p>	<p>2歳児保育室で延長保育を行っており、週1～2名が利用している。絨毯やソファを用意し延長保育用の絵本や玩具を並べ、安心して過ごせるよう工夫している。異年齢児と一緒に過ごせるように、家庭的な雰囲気の中で個々に合わせた動きができるよう環境整備している。</p>
<p>2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場</p>		
<p>A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。</p>	<p>a</p>	<p>既往歴、予防接種状況については、常に保護者から情報を得ている。朝の保護者からの伝言や連絡帳で体調を確認し、子どもの様子に合わせて日々の活動を進めている。体調のすぐれない子には静養室がある。健康管理マニュアルを作成し、子どもの健康管理を適切に実施している。</p>
<p>A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>食育計画があり、食べ物に関心を持ち、食事が楽しめるよう環境設定をしている。3歳児以上は、当番活動を子どもたちで行い、友達や保育士と共に落ち着いた雰囲気の中で食事をしている。行事食やお誕生会などでバイキング方式を取り入れるなど変化を持たせ、食事を楽しめる工夫をしている。子どもたちが育てた野菜で調理をしている。</p>

<p>A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。</p>	<p>a</p>	<p>栄養士が作成した隣接園との共通献立表に基づき乳幼児にふさわしい食事を提供している。毎日検食を行い、給食会議で園長、保育士、栄養士、調理員が話し合い、見直しや改善を図っている。0歳児については、保護者と連携をとり月齢に合わせている。調理担当者が食事の様子を見たり食事を共にし子どもたちからの話を聞いたりして、子どもの好き嫌いや残食について把握している。</p>
<p>A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p>	<p>a</p>	<p>年2回の内科検診と歯科検診があり、終了後に嘱託医とカンファレンスを行っている。一人ひとりの診断結果は、保護者用診断結果用紙に記入し、その日に配布するとともに個別の「健康の記録」に記入している。情報は職員に周知を図り、日々の保育に配慮している。4～5歳児についてはフッ化物洗口を行い、虫歯予防に努めている。</p>
<p>2-(3) 健康及び安全の実施体制</p>		
<p>A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。</p>	<p>b</p>	<p>アレルギー疾患、慢性疾患などを持つ子どもに対しては、嘱託医や主治医の専門的な指示に従い、保護者と連携をとり、除去食や代替食で対応している。以前に確認ミスによる誤食があったが、その改善策として献立作成時、調理時、提供時に食材の確認を行い、個別トレーを使用し他児とは違う食器に盛り付け、名前の付いたラップ・付箋をつけ、確認できるようにしている。今後は、定期的に職員会議で協議・確認するなど、再発防止のための継続的な取り組みに期待したい。</p>
<p>A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。</p>	<p>b</p>	<p>調理場、調乳場所、水周りの衛生管理は適切に行われている。大量調理施設管理マニュアルに基づき、衛生管理の自主点検実施要項に沿って毎日点検を行い記録し提出している。衛生管理マニュアルは職員に周知、研修を行っている。食中毒発生時には感染症マニュアルに基づき関係機関や保護者に連絡を取り対応している。今後、掃除用具などの保管がマニュアルに沿って行われるような工夫を期待したい。</p>

A-3 保護者に対する支援

	第三者評価結果	コメント
<p>3-(1) 家庭との緊密な連携</p>		
<p>A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。</p>	<p>a</p>	<p>毎日、給食のサンプルを展示して送迎時に保護者の目に入るようにしている。家庭料理の参考になるレシピの紹介や献立表にコラムなどを掲載し、保護者が食育に関心を持つよう取り組んでいる。保育参観日に保護者の試食会を行い、栄養士が感想や食生活について質問を受けており、日頃から食に関して相談に応じている。</p>
<p>A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。</p>	<p>b</p>	<p>入園時に家庭での状況を聞き、面接確認書・児童票・家庭調書・生活状況調べを作成している。朝夕の送迎や「連絡帳」で情報交換をしている。「保護者からの相談・意見・要望への対応マニュアル」により、随時保護者からの相談に応じて、その内容について全職員に周知している。今後は、相談内容に応じたきめ細かな対応方策の検討並びに臨機の個別相談に応じるための相談スペースの確保など、より相談しやすい環境整備のための工夫に期待したい。</p>

<p>A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。</p>	<p>a</p>	<p>年2回のクラス懇談会と個別懇談を実施している。父母の会の総会や毎月発行の「園だより」・「クラスだより」では園の行事予定や保護者への連絡事項、園での生活の様子を伝えている。送迎時の声掛けや、0～1歳児の連絡帳の交換、3歳児以上は各クラスのホワイトボードでの連絡、保護者の保育参加や行事参加などで、保護者と共通理解を得る機会を設けている。</p>
<p>A-3-(1)-④虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。</p>	<p>b</p>	<p>日頃から子どもの様子を十分注意し、保護者の悩みや相談に応じている。虐待防止・対応マニュアルを整備して、子どもの心身の状態をきめ細かく観察し、虐待の早期発見、予防に努めている。虐待の疑いなどを発見した場合は、速やか園長・主任に報告相談して、町役場保健福祉課に通報し連絡を取っている。児童相談所など関連機関に繋げていく通報システムの整備を期待したい。</p>